○財務省令第二十五号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百二号）の規定に基づき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「おいて、」を「おいて」に改め、「確定申告書」の下に「、減価償却資産」を、「第二号」の下に「、第八号」を、「、確定申告書」の下に「、減価償却資産」を加え、同条第三項中「事業年度」の下に「、減価償却資産」を加え、「第十一号、第十二号」を「第十号から第十二号まで」に改め、「、事業年度」の下に「、減価償却資産」を加える。

第三条の二第一号中「第四欄に掲げる」を「第四欄に規定する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第十二条の二第二項に規定する財務省令で定める事業は、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）第八条第一項第五号ロに該当する事業とする。

第三条の七第四項中「土地等を」の下に「地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社が行う東日本大震災からの復興のための事業の用に供するために」を加える。

第三条の八第二号イ(3)中「市町村長（」の下に「特別区の区長を含むものとし、」を加え、「（以下この号において「指定都市」という。）の長を除く。）又は特別区若しくは指定都市の区の区長」を「にあっては、区長又は総合区長とする。ロ(3)において同じ。）」に改め、同号ロ(3)中「（指定都市の長を除く。）又は特別区若しくは指定都市の区の区長」を削る。

第四条第一項中「第十二条第一項の表」の下に「（以下この項及び次項において「表」という。）」を加え、「で同項」を「で同条第一項」に改め、「同項の」を削り、同条第二項第一号中「法第十二条第一項の」を削り、同項第二号中「法第十二条第一項の」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　表の第一号の下欄のイに掲げる資産（同欄のロに掲げる資産に該当するものを除くものとし、減価償却資産にあっては所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第三号までに掲げるものに限る。以下この号において「買換資産」という。）当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が同欄のイに規定する特定被災区域内である旨を証する書類

第五条第二項中「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に改め、同条第五項中「居住者」の下に「又は個人」を加え、「受けた」とあるのは「受けた個人」とあるのは「受けた」と、」を「受けた居住者又は個人」と、」に改め、「、同条第六項」とあるのは「法第四十一条第六項」と」を削り、同条第八項中「居住者」の下に「又は個人」を加え、「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に、「受けた」とあるのは」を「受けた個人」とあるのは」に、「受けた」と、」を「受けた居住者又は個人」と、」に改める。

第五条の二第三項中「居住者」を「個人」に改め、「、同条第六項」とあるのは「法第四十一条第六項」と」を削り、同条第四項中「居住者」を「個人」に改める。

第五条の三第一項中「（平成二十三年内閣府令第六十九号）」を削り、同条第二項中「（昭和四十年政令第九十六号）」を削る。

第六条の二の二第一号中「第四欄に掲げる」を「第四欄に規定する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第十七条の二第一項に規定する財務省令で定める事業は、東日本大震災復興特別区域法施行規則第八条第一項第五号ロに該当する事業とする。

第六条の八第四項中「土地等を」の下に「地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社が行う東日本大震災からの復興のための事業の用に供するために」を加える。

第七条第九項中「第七条第二項第六号及び第四項第六号」を「第七条第三項第六号及び第五項第六号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項第七号中「法第十九条第一項の表（次項第七号及び第六項第三号において「表」という。）」を「表」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十九条第五項及び第二十条第十七項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第五項並びに令第十九条第三十六項に規定する財務省令で定める書類は、当該取得をした法第十九条第一項の表（以下この条において「表」という。）の第一号の下欄のイに掲げる資産（同欄のロに掲げる資産に該当するものを除くものとし、減価償却資産にあっては法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第三号までに掲げるものに限る。以下この項において「買換資産」という。）につき、当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が同欄のイに規定する特定被災区域内である旨を証する書類とする。

第九条の二の二第一号中「第四欄に掲げる」を「第四欄に規定する」に改める。

第九条の八第四項中「土地等を」の下に「地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社が行う東日本大震災からの復興のための事業の用に供するために」を加える。

第十条第九項中「第十条第二項第七号及び第四項第七号」を「第十条第三項第七号及び第五項第七号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項第八号中「法第二十七条第一項の表（次項第八号及び第六項第三号において「表」という。）」を「表」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二十七条第五項及び第二十八条第十八項において準用する租税特別措置法第六十八条の七十八第五項並びに令第二十四条第三十六項に規定する財務省令で定める書類は、当該取得をした法第二十七条第一項の表（以下この条において「表」という。）の第一号の下欄のイに掲げる資産（同欄のロに掲げる資産に該当するものを除くものとし、減価償却資産にあっては法人税法施行令第十三条第一号から第三号までに掲げるものに限る。以下この項において「買換資産」という。）につき、当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が同欄のイに規定する特定被災区域内である旨を証する書類とする。

第十四条の三第四項第一号中「、住所又は居所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。第十項第一号及び第十四項第一号において同じ。）（個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所又は居所。第十項第一号及び第十四項第一号において同じ。）、租税特別措置法」を「及び住所又は居所、同法」に改め、同条第十項第一号及び第十四項第一号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改める。

第十五条第二項中「場合には」の下に「、その登記の申請書に」を加え、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第二号又は第三号に掲げる者がその者の会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。第十六条の二第二項及び第十七条第三項において同じ。）を登記所に提供した場合には、当該書類（同号に掲げる者にあっては、同号の分割承継法人に該当することを証する書類に限る。）を添付することを要しない。